

夜間金庫規定

1. (取扱範囲)

この夜間金庫は、当店における使用者本人名義の当座預金、普通預金、納税準備預金へ入金するため窓口営業時間外に使用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに使用者または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 夜間金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、使用者が指定した預金口座から払戻しのうえ使用料に充当します。預金口座からの払戻しは、当座勘定規定または総合口座取引規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により取扱いいたします。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払って下さい。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (投入手続)

(1) この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、当金庫所定の入金票および普通預金通帳・納税準備預金通帳等とともに当金庫所定の預入用靴（以下「預入用靴」といいます。）に入れ、施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

(2) 入金票には、口座番号、名称、入金額（金種内訳）、その他必要事項を記入してください。

(3) 預入用靴を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシート（夜間金庫受付票）を受取ってください。

5. (入金手続、預入用靴等の返却)

(1) この夜間金庫に投入された預入用靴は、翌営業日にマスターキーを使用して靴を開き、入金額と入金票記載の金額との一致を確認のうえ、預入用靴の開封日の日付をもって入金票記載の預金口座に入金いたします。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違する場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

(3) 預入用靴および普通預金通帳、納税準備預金通帳は、当金庫の入金手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

6. (鍵の保管等)

(1) 夜間金庫扉鍵は使用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 預入用靴鍵は使用者が保管し、預入用靴の開閉に使用してください。

7. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。夜間金庫扉鍵および預入用靴、預入用靴鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。使用者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (夜間金庫扉鍵、預入用靴および預入用靴鍵の喪失時等の取扱い)

夜間金庫扉鍵、預入用靴および預入用靴鍵を失った場合または毀損した場合は、直ちに書面によって当店に届出てください。

なお、この場合、修理費、再製費および錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他不可抗力による損害、夜間金庫扉の不完全な閉扉、預入用靴の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- (2) 使用者あるいはその使用者の責めに帰すべき事由により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約、一時取扱中止等)

- (1) この契約は、使用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえで夜間金庫扉鍵、預入用靴および預入用靴鍵を直ちに当店に返却してください。なお、夜間金庫扉鍵、預入用靴および預入用靴鍵を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 使用者が使用料を支払わないとき
 - ② 使用者について相続の開始があったとき
 - ③ 使用者あるいはその使用者の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 使用者あるいはその使用者がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用を停止し、または使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 使用者が夜間金庫の使用申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為

(4) 前3項の解約手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から解約手続完了の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

13. (譲渡、転貸等の禁止)

夜間金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上